

○経営業務の管理責任者の要件、確認資料等について（法改正後）

- ・経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であること。（法第7条第1号）

根拠条文		責任者の地位	補佐する者の要件	責任者の経験・必要年数	提出様式	確認資料（添付資料）
規則 第7条 第1号	イ (1)	常勤役員 等のうち 一人	—	建設業に関し5年以上経営業務の 管理責任者としての経験	・様式第七号 ・別紙略歴書	【個人事業主】 ・必要年数分の確定申告書（写） ※給与所得がある場合、年金記録等で確認しその期間を控除 ・契約書等（写）（年1件以上） 【法人役員】 ・必要年数分の法人税・消費税確定申告書（写） ・契約書等（写）（年1件以上） ・商業登記全部事項証明書
	イ (2)			建設業に関し5年以上経営業務の 管理責任者に準ずる地位にある者 （経営業務を執行する権限の委任 を受けた者に限る。）としての経営 業務を管理した経験		
	イ (3)			建設業に関し6年以上経営業務の 管理責任者に準ずる地位にある者 として経営業務の管理責任者を補 佐する業務に従事した経験		
	ロ (1)	常勤役員 等のうち 一人 （右欄に 該当する 当該役員 を補佐す る者を置 くこと）	当該建設 事業者に おいて5年 以上の財 務管理、労 務管理、業 務運営の いずれか の業務経 験を有す る者	建設業に関し2年以上役員等の経 験を有し、かつ5年以上建設業の 役員等又は役員等に次ぐ職制上の 地位にある者（財務管理、労務管 理、業務運営の業務担当者に限る） としての経験	・様式第七号の 二（第一面）、（第 二面）～（第四 面） ・別紙一略歴書、 別紙二略歴書	【常勤役員等】 ・上記（イ）の確認資料（商業登記証明書を除く）に加え、 ロ（1）・・・商業登記全部事項証明書で2年以上の役員経験を 確認。残る期間（最大3年）は会社の組織図（役員等に次ぐ 地位が分かるもの。任意形式で可）で証明期間及び証明日、 所在地、会社名、代表者名、社印を押印し原本証明すること。 ロ（2）・・・商業登記全部事項証明書で建設業に係る2年以上 の役員経験を確認。残る期間（最大3年）についても商業登 記全部事項証明書により確認（建設業以外の役員経験で可）。 【補佐する者】 ・上記（イ）確認資料の直近1年分 ・社会保険証（写）又は年金記録（写）で5年分
	ロ (2)			5年以上（建設業以外を含む）役員 等としての経験を有し、かつ、建設 業に関し2年以上役員等の経験		
	ハ	国土交通大臣がイ又はロと同等以上の経営体制を有すると認めたもの				